

1. あまり知られていない今回の税制改正(その1)

2. 税務カレンダー(7月)

1. あまり知られていない今回の税制改正 (その1)

東日本大震災、今回の消費税改正の影に隠れてしまっていますが、今年度も税制が改正されています。そこで、関連する改正をピックアップしてご説明します。

① 給与所得控除の上限

年収が1,500万円を超える場合、給与所得控除に上限が設けられます。

給与等の収入金額1,500万円超の給与所得控除額の計算	
現行	改正案
収入金額×5%+170万円 (上限なし)	245万円を上限とする

【適用時期】平成25年分以降の所得税&平成26年分以降の住民税から

② 法人税率の引下げと復興特別法人税の創設

法人税

… 3%引下げ

(中小法人の場合)

復興特別法人税

… 法人税額×10%

【適用時期】

平成24年4月1日以降に
開始する年度から。

(復興特別法人税の課税は3年間)

	改正前		改正後	
	年800万円以下の所得	年800万円超の所得	年800万円以下の所得	年800万円超の所得
中小法人以外	30%	30%	25.5% (28.05%)	25.5% (28.05%)
中小法人	18%	30%	15% (16.5%)	25.5% (28.05%)

※ 中小法人とは、資本金又は出資金額が1億円以下の法人をいいます。また、上記表中の()書きは復興特別法人税を加算した税率になります。

2. 税務カレンダー(7月) ※必ずご確認ください

項 目	期 限
源泉所得税の納付(納期特例)	7月 10日(火)
5月決算法人の法人税等・消費税の確定申告	7月 31日(火)
11月決算法人の法人税等・消費税の中間申告	7月 31日(火)
所得税の予定納税(第1期分) ※	7月 31日(火)
固定資産税(第2期分)の納付	7月 31日(火)
労働保険申告納付、社会保険算定基礎届	7月 10日(火)

※ 対象者には税務署から通知が届きます